

## 第3 補償について

### 1 補償と福祉事業

公務災害又は通勤災害の認定を受けた職員(又はその遺族)には、その災害の内容等に応じて災害補償制度上の各種給付が支給される。

各種給付は、大別すると「補償」と「福祉事業」の2種類。

### 2 各種補償等概要

#### (1) 療養補償

職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合に、その職員の傷病が治るまでの期間、必要な療養を行い(現物補償)、又はその療養に必要な費用を支給(金銭補償)する。

#### (2) 休業補償

職員が公務又は通勤による負傷又は疾病の療養のため勤務できない場合において給与を受けないとき、その勤務できないことに伴う損失を補填するため、平均給与額の100分の60に相当する金額を支給する。

#### (3) 傷病補償年金

職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6ヶ月を経過しても治らず、その障害の程度が則別表第2に定める傷病等級に該当する場合において、傷病等級に応じて年金を支給する。

#### (4) 障害補償

職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき、身体に法別表に定める程度の障害が残った場合、その障害によって生じた一般的な労働能力の喪失又は減少に伴う損失を補填するために、年金又は一時金を支給する。

#### (5) 介護補償

傷病等級第2級以上の傷病補償年金の受給権者又は障害等級第2級以上の障害補償年金の受給権者のうち、当該年金の支給事由となった一定の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に通常要する費用を支給する。

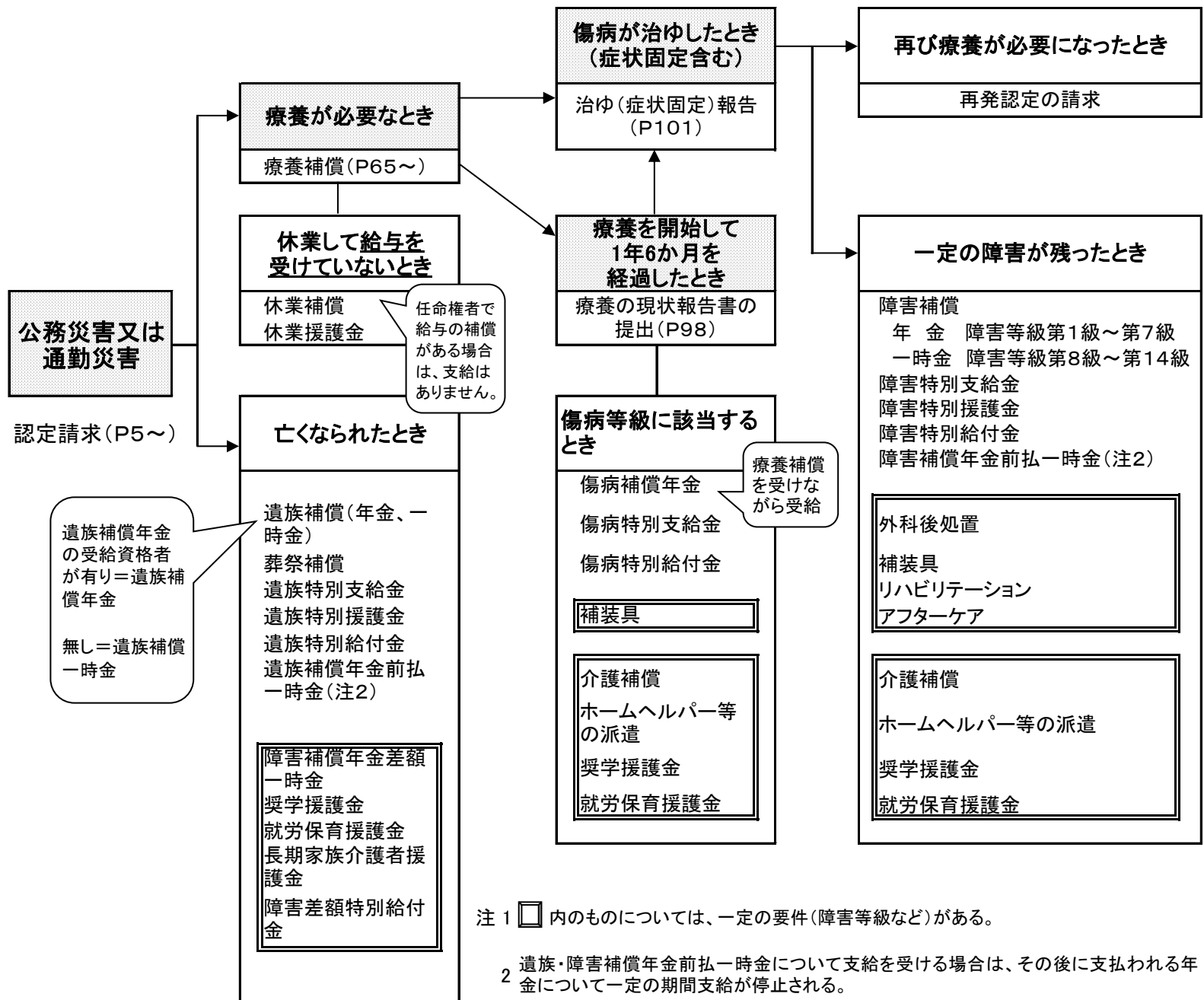
#### (6) 遺族補償

職員が公務又は通勤により死亡した場合に、職員の遺族に対して、当該遺族が死亡職員と生計維持関係にあったこと等一定の要件に該当する場合は年金を、それ以外の場合は一時金を支給する。

#### (7) 葬祭補償

職員が公務又は通勤により死亡した場合に、死亡した職員の葬祭を行う者に対して支給する。

## 地方公務員災害補償基金の補償・福祉事業

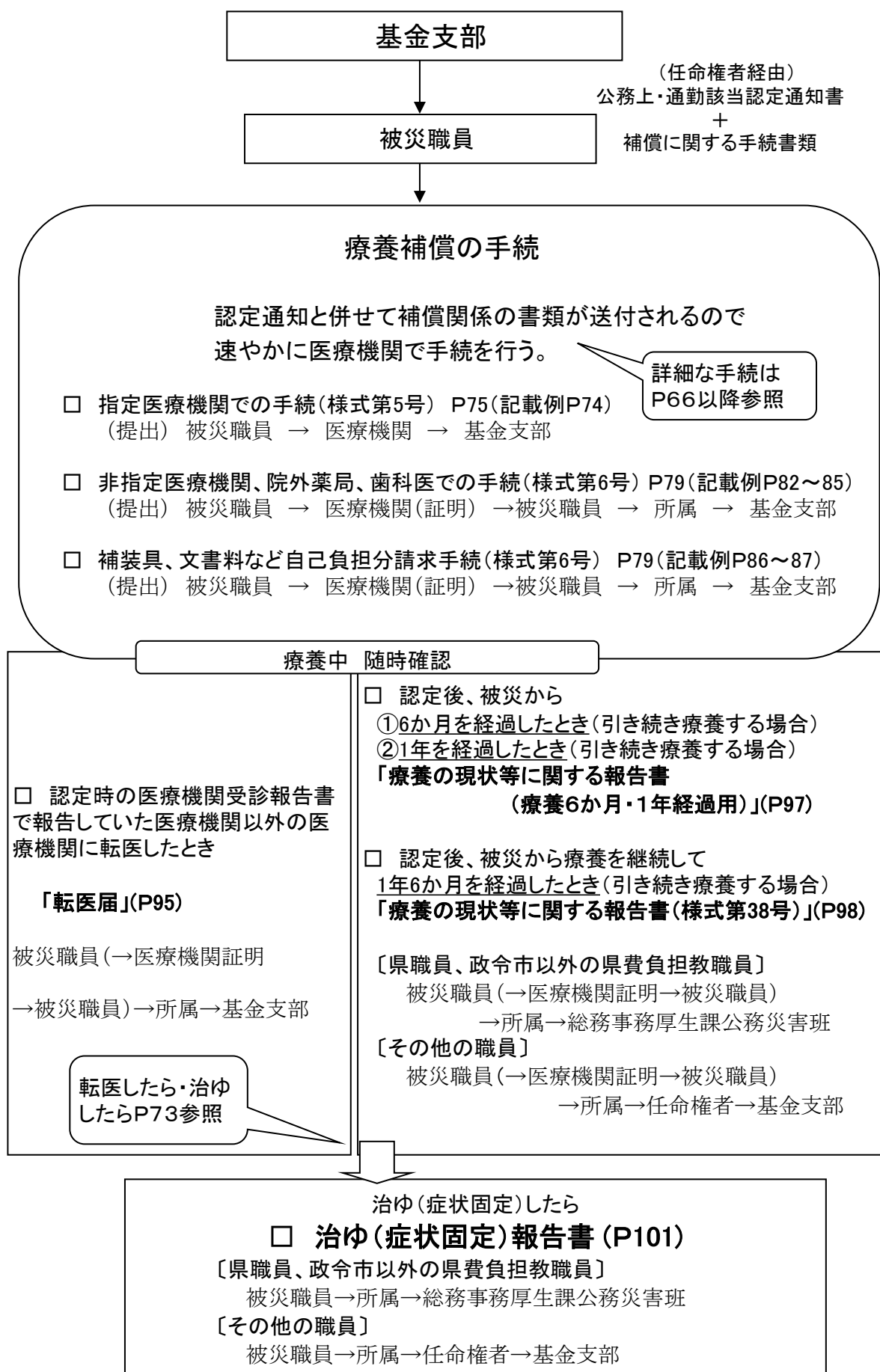


本様式集では、主に網掛け部分の内容について掲載している。

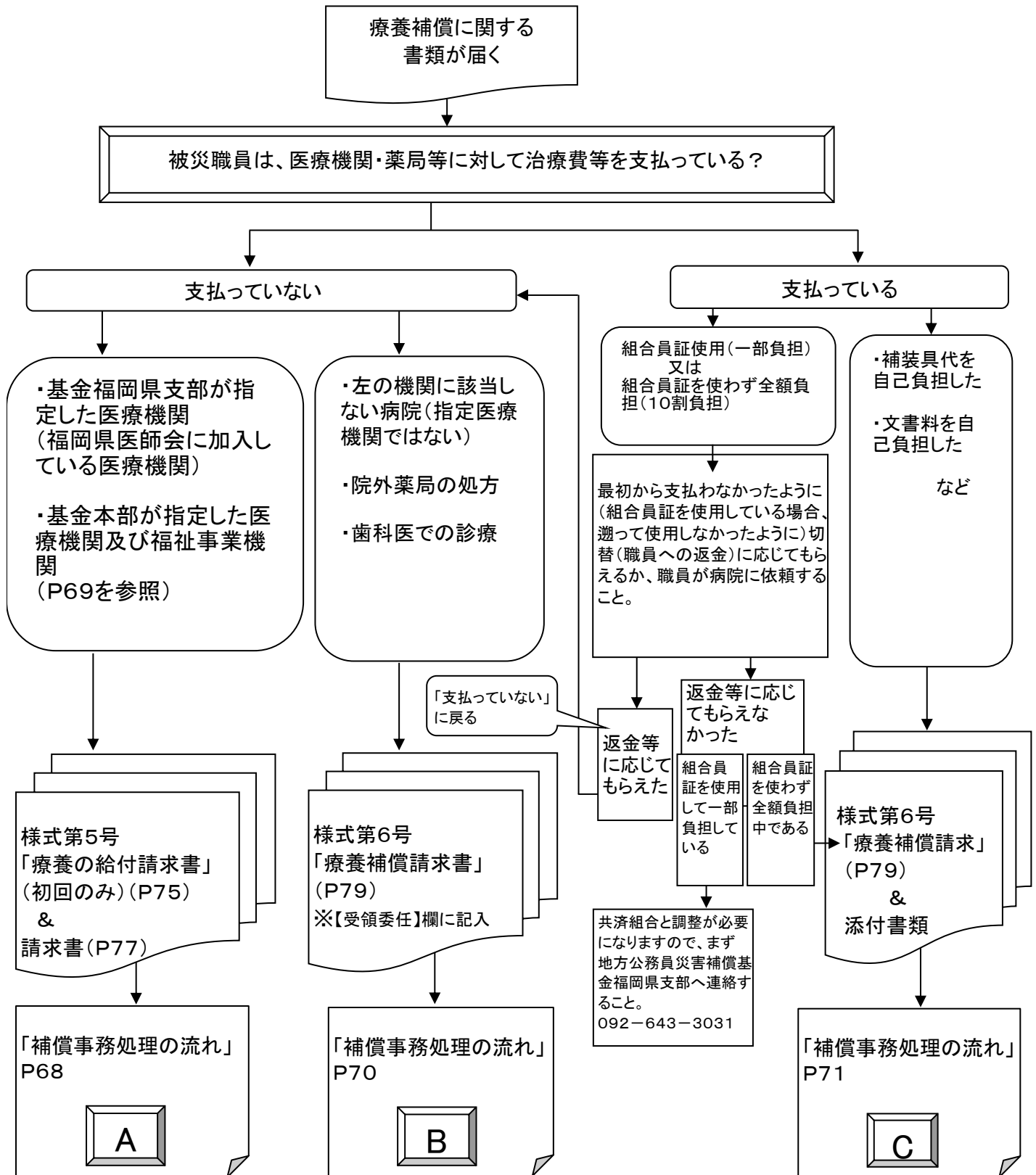
その他の補償関係については、認定時に被災職員あて資料を送付し、案内する。

必要な場合は、地方公務員災害補償基金福岡県支部に問い合わせること。

### 3 認定通知以降の流れ



## 4 療養補償の請求手続について



いったん共済組合員証を使用して、返金を依頼するとき → P72(参考1)を参照

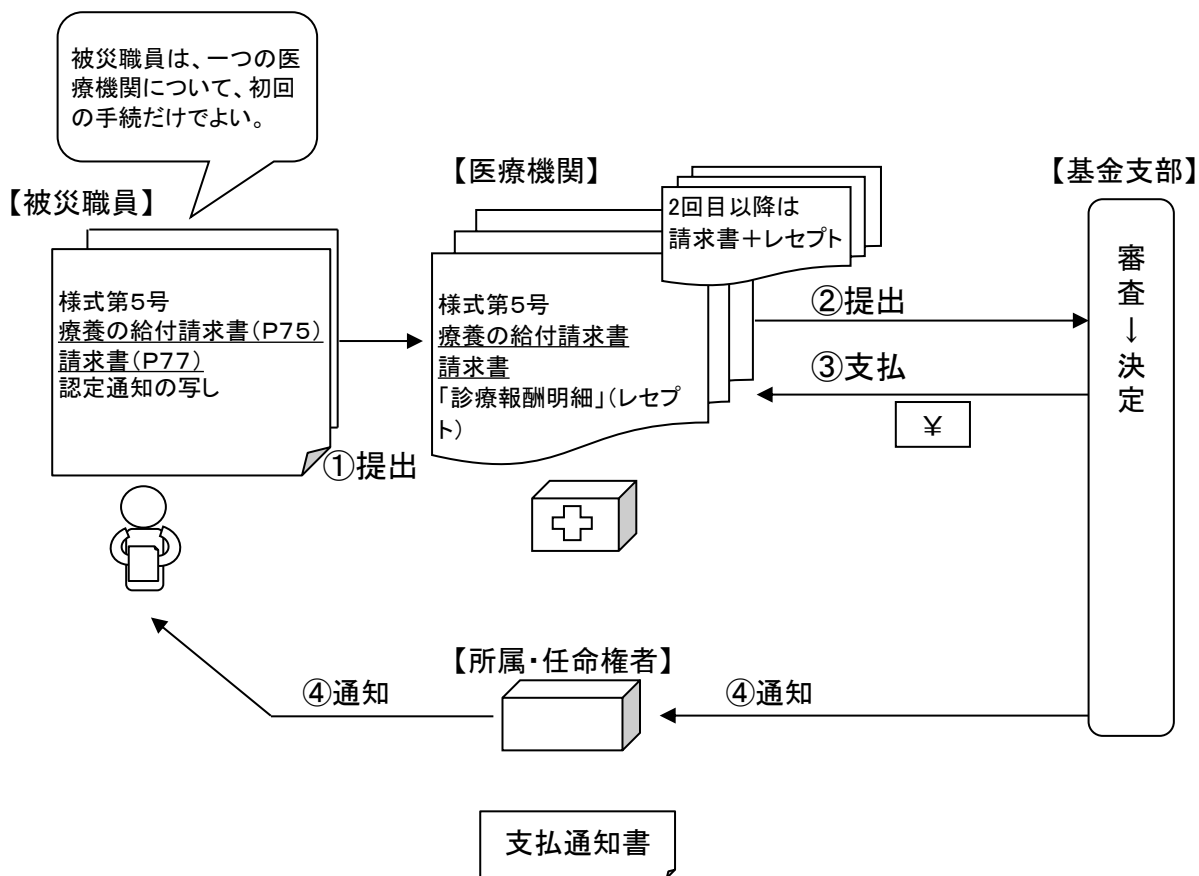
A

指定医療機関で受診した場合(様式第5号)

基金が指定した医療機関の場合の事務処理

被災職員は、様式第5号「療養の給付請求書」(P75)に必要事項を記入し、「請求書」(P77)と併せて受診した医療機関に提出すること。

1つの病院について窓口で提出したら、被災職員の手続は終了。2回目以降の請求は、病院が「請求書」により基金に直接請求する。



## B

### ①指定医療機関以外の医療機関で受診した場合(様式第6号) ②院外薬局、歯科医の場合(様式第6号)

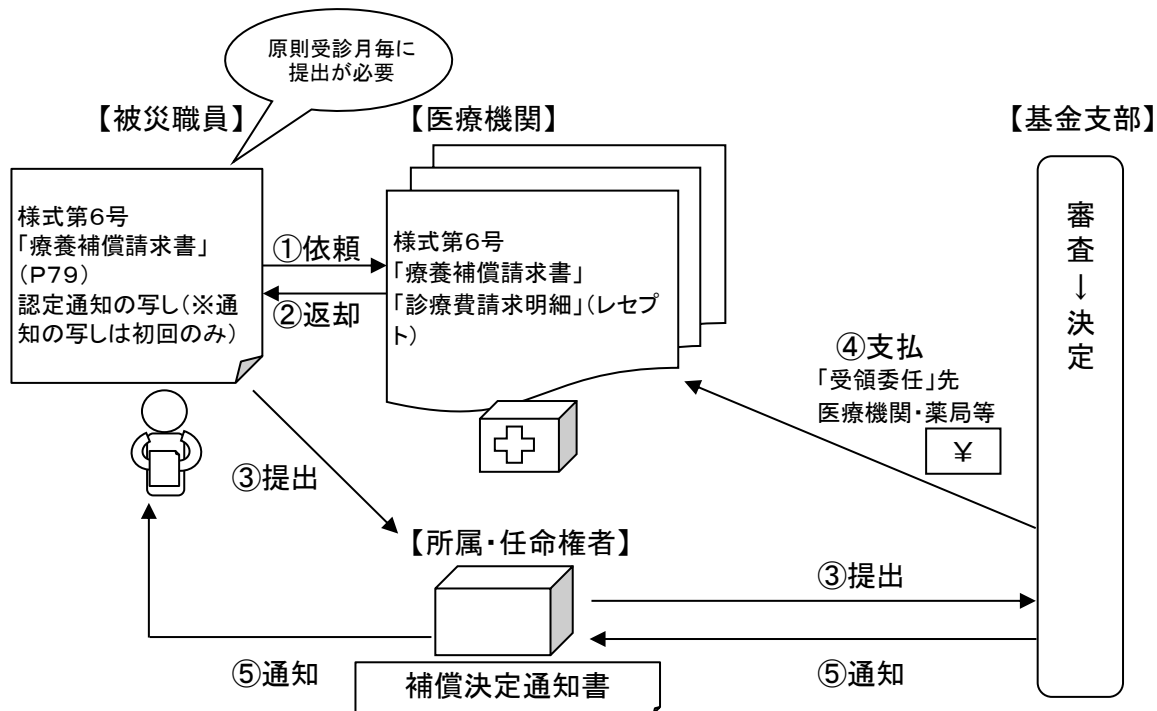
非指定医療機関(福岡県医師会非加入の医療機関等)、院外薬局、歯科医の場合の事務処理

様式第6号「療養補償請求書」(P79～)に必要事項を記入し、医療機関に対して明細の作成を依頼すること。

被災職員は、原則として受診月毎に様式を提示して証明を受けること。病院・薬局から書類を受け取ったら、所属・任命権者を經由して基金に提出すること。

費用は、基金から医療機関、薬局等に支払われる。

この手続は療養が終わるまで必要。



## C

### 被災職員が自己負担分を請求する場合(様式第6号)

補装具やギプス等の代金を被災職員が支払っている場合の事務処理

様式第6号「療養補償請求書」(P79～)に必要事項を記載し、添付書類を付けて所属・任命権者を經由して基金に提出すること。(内容により、様式第6号への医療機関証明印が必要な場合がある。様式集P71を参照のこと。)

基金支部は、被災職員本人の指定口座に治療費を支払う。